

大分県報

令和七年
第六二七号
七月二十二日

（火曜日）

目次

告示

肥料の登録の有効期間の更新……………一

肥料の登録の失効……………二

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧……………二

公告

落札者等の公示……………二

令和七年度登録販売者試験の実施……………二

土地改良区連合の役員の就任……………四

土地改良区の役員の就退任（三件）……………四

○ 告 示

大分県告示第三百十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
------	-------	-------	----------	--------	-----------------	--------

大分県肥第一〇九号	混合有機質肥料	四―二 N K 有	窒素全量 四・〇 りん酸全量	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段	令一〇・二・三
-----------	---------	-----------	-------------------	---------------------------	---------------------------	---------

大分県肥第一〇六六号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	六―二 B F 有	窒素全量六・〇 りん酸全量二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令一〇・二・三
大分県肥第一〇五〇号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	六―二 B F 有	窒素全量六・〇 りん酸全量六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令一〇・二・一二
大分県肥第一一二七号	混合有機質肥料	A D 混合有機質肥料 ペレッツト三三	窒素全量五・〇 りん酸全量三・〇 加里全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社アグリドック 茨城県土浦市中都町一丁目五五〇八番地	令一三・三・一九	
大分県肥第一〇一九号	魚廃物加工肥料	五・三 魚廃物加工肥料	窒素全量五・三 りん酸全量三・五	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大分県漁業協同組合 大分市府内町三丁目五番七号	令一〇・五・二四	
大分県肥第一〇六六号	混合有機質肥料	混合有機質肥料	窒素全量六・〇 りん酸全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番一〇号	令一〇・七・一七	

令和七年七月二十二日

大分県報（告示）

大分県告示第三百十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
大分県肥第一一〇五号	副産動植物質肥料	六・〇副産醇母肥料六号	窒素全量六・〇りん酸全量九・〇	その他の規格該当なし	興人ライフサイエンス株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目一番三号	令七・七・一
大分県肥第一一二号	混合有機質肥料	混合有機質肥料S三三	窒素全量三・〇りん酸全量三・〇加里全量一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	令七・二・二六

大分県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営水田畑地化推進基盤整備事業	小挾間地区	令七・七・二二から 令七・八・一二まで	由布市役所

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る役務の名称及び数量
大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部デジタル政策課
大分市大手町三丁目一番一号
落札者を決定した日
令和七年五月二十三日
- 二 落札者の氏名及び住所
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健
大分市東春日町十七番五十七号
落札金額
五千百八十万七百六十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
令和七年四月十一日
- 三 一般競争入札の公告をした日
令和七年七月十一日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、次のとおり登録販売者試験を実施する。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 試験の日時
令和七年十二月二十一日（日曜日）午前十時三十分から午後四時まで
- 二 試験の場所
大分市金池南一丁目五番一号

提出すること。

4 受験者用の駐車場はないので、公共交通機関等を利用すること。

5 その他の注意事項については、受験票に記載する。
八 その他

受験申請書及び写真台帳の様式並びに問合せ先及び受験申請書提出先の保健所の連絡先は、大分県福祉保健部業務室のホームページに掲載する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により、駅館川土地改良区連合（宇佐市）から、就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（就任役員）

役 名 氏 名 住 所

理 事 後 藤 竜 也 宇佐市大字江須賀九〇八番地

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、荻西部土地改良区（竹田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役 名 氏 名 住 所

理 事 熊 野 忠 政 竹田市荻町政所九三七番地

猪 野 淳 憲 荻町政所一〇三〇番地一

岩 井 勝 幸 荻町政所一〇二三番地一

猪 野 精 一 郎 荻町政所一〇二四番地一

猪 野 隆 志 菅生六六五番地

監 事 西 村 幸 雄 荻町政所一〇一四番地一

本 田 隆 憲

荻町馬場四二二番地三五

（就任役員）

役 名 氏 名 住 所

理 事 猪 野 淳 憲 竹田市荻町政所一〇三〇番地一

猪 野 隆 志 菅生六六五番地

猪 野 精 一 郎 荻町政所一〇二四番地一

岩 井 勝 幸 荻町政所一〇二三番地一

秋 好 郁 郎 荻町政所六八五番地

猪 野 美 智 子 荻町政所一〇二四番地一

西 村 幸 雄 荻町政所一〇一四番地一

本 田 隆 憲 荻町馬場四二二番地三五

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、楠溜池土地改良区（杵築市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和七年七月二十二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

（退任役員）

役 名 氏 名 住 所

理 事 二 宮 元 師 杵築市山香町大字立石二五二一番地二

内 村 嘉 裕 山香町大字下三九四五番地

糸 長 泉 山香町大字吉野渡四六二番地

岩 尾 隆 樹 山香町大字山浦四九九四番地二

〃	岩尾一宏	〃	山香町大字下一二六九番地二	〃	河野文男	〃	大字藤原三九〇七番地二
〃	岩尾隆樹	〃	山香町大字山浦四九九四番地二	〃	吉野武	〃	大字藤原三〇七七番地
監事	阿部修三	〃	山香町大字立石二四八二番地一	理事	立花恒男	速見郡日出町大字藤原四四六七番地	
〃	甲斐博文	〃	山香町大字下四三一番地	（就任役員）	氏名	住	所
〃	植垣次代	〃	山香町大字下二四九七番地				
〃	稲葉豊彦	〃	山香町大字立石一三四六番地二				
〃	豊田啓介	〃	山香町大字立石四一一二番地				
〃	豊田勝徳	〃	山香町大字立石五〇一九番地				
〃	横井文敬	〃	山香町大字吉野渡一〇六八番地一	〃	利光多架視	〃	大字藤原二四五五番地
〃	糸長泉	〃	山香町大字吉野渡四六二番地	〃	緒方郁弘	〃	大字藤原四三〇二番地
理事	内村嘉裕	杵築市山香町大字下三九四五番地		〃	吉野広巳	〃	大字藤原三九七七番地
役名	氏名	住		〃	河野文男	〃	大字藤原三九〇七番地二
（就任役員）	甲斐清英	〃		山香町大字吉野渡一〇一一番地	理事	目代玉喜	速見郡日出町大字藤原三一七三番地一
		〃		山香町大字下一二六九番地二	役名	氏名	住
		〃		山香町大字立石一三四六番地二	（退任役員）	大分県知事 佐藤 樹一郎	所
		〃		山香町大字内河野五一八〇番地五			
		〃		山香町大字下四三一番地			
監事	甲斐武義	〃		土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、富水溜池土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和七年七月二十二日			
〃	植垣次代	〃		土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、富水溜池土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和七年七月二十二日			
〃	阿部光幸	〃		土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、富水溜池土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和七年七月二十二日			
〃	豊田啓介	〃		土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、富水溜池土地改良区（速見郡日出町）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。 令和七年七月二十二日			

	〃	監 事	〃	〃	〃
	塩 内 公 子	利 光 多 架 視	渡 邊 勝 信	阿 南 典 久	緒 方 郁 弘
	〃	〃	〃	〃	〃
	大字川崎一六〇八番地	大字藤原二四五番地	大字藤原三五七〇番地二	大字藤原一二二七番地四	大字藤原四三〇二番地